

機密保持誓約書

平成 28年 月 日

桜台団地管理組合 理事長様

住 所

事業所名

代表者

(印)

当社は、建替え推進特別委員会（以下、「委員会」と呼ぶ）からの桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に関する書類を受領するにあたり、委員会から提供された書類、図面等を「機密」として取り扱い、次の通り誓約いたします。

1. 委員会から受領した一切の情報（以下「機密情報」という）についてその機密を保持し、委員会の書面による事前の承諾なしにこれを第三者に開示または今回の桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に関する事柄以外の目的に使用いたしません。
2. 桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に関する事柄の実施にあたり、機密情報は当該桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に関し直接携わる従業員にのみ開示いたします。なお、当該従業員に対しては、委員会から受領した機密情報の保持について同様の義務を負わせるものとし、当該従業員の機密保持について当社が一切の責任を負います。
また、共同企業体を構成した場合は、構成員企業に対しても、委員会から受けた機密情報の保持について同様の義務を負わせるものとし、当該構成員企業の機密保持について当社が一切の責任を負います。
3. 委員会の事前の承諾を得て、桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に関する事柄の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者に対し、委員会から受けた機密情報の保持について同様の義務を負わせるものとし、当該第三者の機密保持について当社が一切の責任を負います。

4. 委員会から機密情報の返却の求めがあったとき、または選定されなかった旨の通知があった場合は、直ちに機密情報に関する書類（複製・複写したものを含む）を委員会に返還します。
5. 当社は、桜台団地建替え計画に係る基本設計業務の応募に伴い、業務が正式に委託されるか否かにかかわらず、委員会から受けた機密情報の保持について本誓約書の誓約事項を遵守いたします。
6. 正式に業務委託された場合には、その時点で別途改めて、「業務委託契約書」および「機密保持契約書」を取り交わし、委員会から受けた機密情報について、引き続き保持義務を負うことといたします。その場合、本誓約書は破棄されるものと致します。
7. 本誓約書に違反して、管理組合及び委員会に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。

以 上